

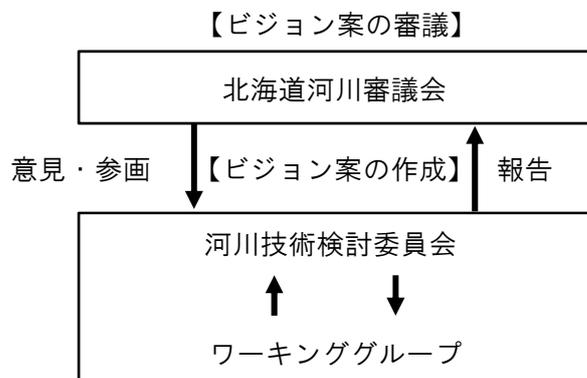
附属資料

策定経過等

■「北海道の川づくりビジョン」の策定にあたって

北海道の川づくりビジョンは、北海道河川審議会条例第2条の規定に基づき、知事の諮問に応じ、知事の附属機関である北海道河川審議会において審議し、答申を受け策定しました。

なお、案の作成は北海道職員による「河川技術検討委員会」が行いました。また、河川技術検討委員会の円滑な運営を図るため、若手の北海道職員を中心としたワーキンググループを設置し、北海道の川づくりビジョン策定に向けた課題・方策等について検討を行い、その検討結果を共有することで、職員の意識・能力の向上も図っております。



川づくりビジョン策定に係る体制



河川技術検討委員会ワーキンググループの開催状況

■「北海道河川審議会」等の開催経過

年月日	名称	
平成 29 年 (2017 年)	7 月 13 日	平成 29 年度河川技術検討委員会ワーキンググループに関する勉強会(第 1 回)
	7 月 31 日	第 1 回 北海道河川審議会
	8 月 31 日	平成 29 年度 河川技術検討委員会ワーキング(第 1 回)
	9 月 11 日	河川技術検討委員会
	9 月 21 日	平成 29 年度河川技術検討委員会ワーキンググループに関する勉強会(第 2 回)
	10 月 13 日	平成 29 年度河川技術検討委員会ワーキンググループに関する勉強会(第 3 回)
	10 月 23 日	平成 29 年度 河川技術検討委員会ワーキング(第 2 回)
	11 月 9 日	第 2 回 北海道河川審議会
	12 月 26 日	平成 29 年度河川技術検討委員会ワーキンググループに関する勉強会(第 4 回)
平成 30 年 (2018 年)	2 月 1 日	平成 29 年度 河川技術検討委員会ワーキング(第 3 回)
	2 月 19 日	河川技術検討委員会
	2 月 23 日	第 3 回 北海道河川審議会
	3 月 19 日	北海道議会(建設委員会)へ報告
	7 月 19 日	平成 30 年度 河川技術検討委員会ワーキング(第 1 回)
	7 月 26 日	河川技術検討委員会
	8 月 1 日	第 4 回 北海道河川審議会
	9 月 11 日～ 10 月 10 日	パブリックコメント実施
	12 月 12 日	北海道議会(建設委員会)へ報告
	12 月 17 日	平成 30 年度 河川技術検討委員会ワーキング(第 2 回)
12 月 25 日	河川技術検討委員会	
平成 31 年 (2019 年)	1 月 11 日	第 5 回 北海道河川審議会
	3 月 5 日	北海道議会(建設委員会)へ報告

■「北海道河川審議会」名簿

(五十音順、敬称略)

分野	氏名	所属
経 済	石橋 孝	北海道商工会連合会 特別推進局 参与
河川工学	泉 典洋	北海道大学大学院工学研究院 河川流域工学研究室 教授
水産資源	上田 宏	北海道大学名誉教授 (公益社団法人北海道栽培漁業振興公社 技術顧問)
水資源開発	阪 庄司	札幌市水道局給水部 給水部長
景 観	坂井 文	東京都市大学都市生活学部 教授
防災工学	中津川 誠	室蘭工業大学大学院くらし環境系領域 教授
行 政	中宮 安一	七飯町長
河川工学	早川 博	北見工業大学工学部地域未来デザイン工学科 教授
生 物	富士田裕子	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園 教授
環境教育	古川美枝子	札幌市環境プラザ 札幌市環境教育リーダー
農 業	古谷 陽一	篠津中央土地改良区 理事長
森 林	丸谷 知己	北海道大学名誉教授 (北海道立総合研究機構 理事)

※平成 31 年(2019 年)3 月現在

■「河川技術検討委員会」名簿

所属	課	職	氏名	
			平成29年(2017年)	平成30年(2018年)
建設部	河川砂防課	主幹	劔持 浩高	中瀬 弓人
札幌建設管理部	治水課	課長	米谷 功	伊藤 忍
小樽建設管理部	治水課	課長	山本 明宏	梅津 健夫
函館建設管理部	治水課	課長	辻 亘	辻 亘
室蘭建設管理部	治水課	課長	樽林 基弘	矢野 明
旭川建設管理部	治水課	課長	上前 孝之	高嶋 繁則
留萌建設管理部	治水課	課長	村松 政夫	村松 政夫
稚内建設管理部	治水課	課長	佐藤 裕之	佐藤 裕之
網走建設管理部	治水課	課長	伊藤 拓郎	吉田 敏
帯広建設管理部	治水課	課長	寺越 孝則	寺越 孝則
釧路建設管理部	治水課	課長	宇佐見 広	宇佐見 広
建設部	河川砂防課	主査	大畑 智嗣	大畑 智嗣
	河川砂防課	主査	梅津 聡	山平 秀典
	河川砂防課	主査	吉田 敏	佐々木 昇
	河川砂防課	主査	高嶋 繁則	松田 博文
	河川砂防課	主査	檜森 俊哉	檜森 俊哉

■「河川技術検討委員会ワーキンググループ」名簿

所属	課	職	出席者氏名	
			平成29年(2017年)	平成30年(2018年)
建設部	河川砂防課	課長	金澤 克人	金澤 克人
	河川砂防課	主幹	高橋 浩揮	米谷 功
	河川砂防課	主査	吉崎 貴博	吉崎 貴博
	河川砂防課	主査	紺野 昌昭	紺野 昌昭
	河川砂防課	主任	徳田 慎治	徳田 慎治
	河川砂防課	主任	福田 孝宗	但野 正寿
	河川砂防課	主任	高橋 智史	高橋 智史
	河川砂防課	主任	飯田 譲	飯田 譲
	河川砂防課	主任	宮田加奈子	小林 和貴
	維持管理防災課	主査	—	土井 俊明
	維持管理防災課	主任	山崎 大志	山崎 大志
札幌建設管理部	治水課	主査	土井 俊明	伊藤 明博
	治水課	主査	高橋 勝英	高橋 勝英
	事業課	主任	小玉 崇	—
	事業課	主任	但野 正寿	—
	事業課	主任	中野 大志	中野 大志
	事業課	主任	梶川 隆裕	—
	千歳出張所	主任	中山 喬文	中山 喬文
	岩見沢出張所	主任	谷口 貴章	谷口 貴章
	岩見沢出張所	主任	小林 和貴	—
	滝川出張所	主任	伊藤 博光	—
深川出張所	主任	傳里 和孝	傳里 和孝	

前ページからの続き

所属	課	職	出席者氏名	
			平成 29 年(2017 年)	平成 30 年(2018 年)
札幌建設管理部	長沼出張所	主任	吉田 勝茂	吉田 勝茂
	長沼出張所	主任	高橋 孝之	—
小樽建設管理部	治水課	主査	松田 博文	小森 友晴
	余市出張所	主任	片山 樹	片山 樹
	余市出張所	主任	池田 貴大	—
	余市出張所	技師	馬場 裕哉	馬場 裕哉
	共和出張所	主任	近野 孝文	—
	共和出張所	主任	—	築田 啓広
	共和出張所	技師	菅野 陽水	菅野 陽水
函館建設管理部	治水課	主査	高橋 圭	高橋 圭
	事業課	主任	長塚 雄介	—
	事業課	技師	—	中村 雄樹
	江差出張所	主任	—	野口 芳伸
	今金出張所	技師	—	銭谷 海輝
室蘭建設管理部	治水課	主査	八幡 和則	—
	苫小牧出張所	主任	甲斐 郊丞	楠 真一
	苫小牧出張所	主任	柳原 宏之	—
	苫小牧出張所	主任	林田 俊樹	—
	洞爺出張所	主任	—	長塚 雄介
	登別出張所	技師	三野 基之	森永 章裕
	浦河出張所	技師	銭谷 海輝	—
旭川建設管理部	治水課	主査	辻 正意	—
	事業課	主任	岸田 純幸	—
	事業課	主任	瀬野 晋一	瀬野 晋一
	事業課	技師	—	鈴木 颯
	士別出張所	主任	北野 宏	北野 宏
	富良野出張所	主任	佐藤 大介	佐藤 大介
	美深出張所	主任	小池 直矢	小池 直矢
	美深出張所	技師	吉川 颯人	—
留萌建設管理部	治水課	主査	吉田 栄治	吉田 栄治
	事業課	主任	高松 広平	—
	羽幌出張所	主任	中村 行孝	—
稚内建設管理部	治水課	主査	芳村 啓	芳村 啓
	利尻出張所	主任	東田 裕介	中村 行孝
	事業課	技師	—	山本 直人
網走建設管理部	治水課	主査	松本 正巳	松本 正巳
	事業課	主任	築田 啓広	—
	事業課	技師	石黒 友紀	—
	遠軽出張所	主任	浦 大祐	浦 大祐
	遠軽出張所	主任	楠 真一	住吉 智明
	遠軽出張所	技師	—	園部 由寛
帯広建設管理部	治水課	主査	佐々木 昇	片岡 勝裕
	事業課	主任	高田 昌博	高田 昌博
	事業課	主任	村本 穂光	村本 穂光
	足寄出張所	主任	小窪 崇浩	小窪 崇浩
釧路建設管理部	治水課	主査	赤塚 靖	赤塚 靖
	事業課	技師	遠藤 大	遠藤 大

用語解説

【あ行】

一級河川(いっきゅうかせん) 国土保全上又は国民経済上特に重要な水系*で国土交通大臣が指定した河川を言います。一級河川の管理者は国土交通大臣とされていますが、国土交通大臣が指定する区間、いわゆる「指定区間*」の管理については都道府県知事又は指定都市の長が行うとされています。

右岸(うがん) 河川を上流から下流に向かって眺めるとき、右側を右岸と言います。

雨水貯留(うすいちりゅう) 河川流域の市街化や水田の減少は、従来土地がもっていた保水や遊水機能*を著しく低下させます。この機能の低下を補う目的で、公園、緑地、駐車場、グラウンド、集合住宅の棟間空き地などを利用して、一時的に雨水を溜める小規模な施設が設けられます。この手法を雨水貯留、施設を雨水貯留施設と言います。

越水(えっすい) 増水した河川の水が堤防の高さを越えてあふれ出す状態を言います。あふれた水が堤防の裏法面(うらのりめん：住居や農地などがある方の堤防などの斜面)を削り、破堤*を引き起こすことがあります。

汚泥(おでい) 水中の微細な粒子が沈殿して堆積したものを言います。

【か行】

外来種(がいらいしゅ) 人間活動により、自然に分布できる範囲外にもち込まれ、生育・生息している生物のことを言います。

河岸(かがん) 陸地から河床に続く法面で、水と接する箇所を言います。

確率雨量(かくりつりょう) 過去の降水量の観測データから、50年、100年といった期

間に発生する可能性のある大雨による雨量はどれくらいかを統計的に推定した値を言い、例えば、50年確率規模の雨量とは、1年間にその規模を超える雨量が発生する確率が1/50(2%)であることを示しています。

河谷(かこく) 河川による土砂の侵食と堆積によってつくられた周囲より低い凹地形となる谷あいの平地を言います。

河床(かしょう) 河川において流水に接する川底の部分と言います。

河床低下(かしょうていか) 河床が鉛直方向に洗掘*され、深掘れすることを言います。護岸周辺の根入れ不足や魚道の浮き上がり、橋脚周辺の局所洗掘など、構造物の機能・安全性が損なわれる懸念があります。

河道(かどう) 流水の流路となる細長い凹地を河道と言います。流水と一体と考えて河川と言います。なお、河川改修工事が進められた河川では、堤防間の流路を河道と言います。

河川愛護活動(かせんあいごかつどう) 河川の美化、汚濁の防止や水防などの活動を通じて、河川愛護の精神の高揚を図ろうとする運動を言います。

河川愛護団体(かせんあいごだんたい) 河川愛護活動の実践を目的として活動する団体や組合を言います。

河川敷地(かせんしきち) 河川を管理するために必要な区域を言います。「河川区域」とも言い、次の3区域からなっています。

- ① 流水が継続して存在する区域、いわゆる低水路*
- ② 堤防が設置されている区域
- ③ ①と②の間の区域、いわゆる高水敷*

河川整備基本方針(かせんせいびきほんほうしん) 河川法16条に基づき、水系全体を見渡し

て、基本高水流量*、計画高水流量*等、河川工事及び河川の維持についての基本となる方針を定めたものです。

河川整備計画(かせんせいびけいかく) 河川法 16 条の 2 に基づき、河川整備基本方針に沿って、20~30 年後の河川整備に関する目標を明確にして、ダム、堤防等の具体的な河川の工事及び維持の両面にわたり具体的な内容を定めたものです。

河川の整備率(かせんのせいびりつ) 河川周辺の土地利用状況などから河川改修が必要な区間(河川延長)のうち、改修が完了している区間(河川延長)の割合を言います。

河川法(かせんほう) 国土保全上や国民経済、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川を指定し、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全がされるよう総合的に管理するための法律です。

河畔林(かはんりん) 川に近い区域では、川から浸透する地下水や洪水の影響を受け、その環境に適した樹種が生き残り生育します。その区域の樹林を河畔林と言います。

川幅(かわはば) 高水敷を含めた左右岸の堤防の間の距離を言います。

かわまちづくり 地方公共団体や地元住民との連携の下、河川空間とまちの空間の融合が図られた、良好な空間形成を目指す取り組みを言います。

緩流域(かんりゅういき) 流れが緩やかな川の部分を言います。

基準地点(きじゅんてん) 洪水を防ぐための計画を作成するときに、代表となる地点を言います。この地点で基本高水流量や計画高水流量を定め、その河川の改修計画が作成されます。大きな河川では、複数の基準地点が設定されています。

基本高水流量(きほんこうすいりゅうりょう) 基本高水は、洪水を防ぐための計画で基準

とする洪水のハイドログラフ(流量*が時間的に変化する様子を表したグラフ)を言います。この基本高水は、人工的な施設で洪水調節が行われていない状態、つまり、流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川に流れ出た場合の河川流量を表現しています。基本高水流量は、このグラフに示される最大流量から決定された流量の値です。

魚道(ぎょどう) ダム、堰、落差工などのような構造物に、水生生物が遡上・降下できるように設けられた通路を言います。階段式、導流式など様々な形式のものがあります。

亀裂(きれつ) 堤防の表面にひびが入ることです。そのままにしておくと、亀裂が広がり、破堤を引き起こすことがあります。

グリーンインフラ 自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方です。例えば、湿原の遊水機能などが挙げられます。

計画規模(けいかくきぼ) 洪水を防ぐための計画を作成するとき、対象となる地域の洪水に対する安全の度合い(治水安全度)を表すもので、この計画の目標とする値を言います。

計画高水位(けいかくこうすい) 計画高水流量が河川改修後の河道断面(計画断面)を流下するときの水位を言います。

計画高水流量(けいかくこうすいりゅうりょう) 河道を設計する場合に基本となる流量で、基本高水を河道と各種洪水調節施設*に合理的に配分した結果として求められる河道を流れる流量、つまり、基本高水流量から各種洪水調節施設での洪水調節量を差し引いた流量を言います。

源流域(げんりゅういき) 河川の最上流部の水源となっている流域を言います。

洪水(こうずい) 大雨や雪解け水などによって、川を流れる水の量が急激に増大したり、氾濫することを言います。

高水敷(こうすいしき) 常時、水の流れている低水路と堤防の間であって、大きな出水時には冠水するような区域を言います。

洪水浸水想定区域図(こうずいしんすいそうていくいきず) 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示した図を言います。

洪水調節施設(こうずいちょうせつしせつ) 洪水の一部分を一時的に貯め、川に流れ出す流量を少なくするダムや遊水地、調節池等の施設を言います。

洪水ハザードマップ(こうずいハザードマップ) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長が、洪水浸水想定区域図に洪水予報*の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した図を言います。

洪水予報(こうずいよほう) 大雨などにより災害が発生するおそれがある場合に出されるものを言います。気象庁から発表される洪水警報・注意報と、国土交通省または都道府県と気象庁が共同して発表する指定河川洪水予報があります。

護岸工(ごがんこう) 川を流れる水の作用(侵食作用など)から河岸や堤防を守るために、それらの表法面(おもてのりめん：川を流れる水があたる堤防などの斜面)に設けられる施設で、コンクリートなどで覆うような構造のものを言います。

国土強靱化(こくどきょうじんか) 大規模自然災害に直面した際にも、人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復するため、国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを備えた社会経済システムを構築する施策です。

【さ行】

再生産(さいせいさん) 自然の中で水生生物の産卵、成長、世代交代が行われていく循環の過程を言います。

在来種(ざいらいしゅ) ある流域に永年生育、または成育し、その風土に適応した動植物の種を言います。地方種とも言います。

左岸(さがん) 河川を上流から下流に向かって眺めたとき、左側を左岸と言います。

事業者(じぎょうしゃ) 区画整理事業、宅地造成事業、工業団地造成、レジャー施設などの開発を行おうとする公共団体や民間企業を言います。事業者の行う事業や行為が、河川の流況に影響を及ぼしたり、あるいは、それらの事業が土地の有効利用のため、河川の形状の変更を必要とするなど、相互に関係する場合、河川管理者と事業者間の調整が必要になります。

自浄機能(じじょうきのう) 川が自ら流水を浄化する機能を言います。水による希釈・拡散・沈殿といった物理的な浄化、酸化・還元・凝集・吸着といった化学的な浄化、微生物や植物による吸収・分解といった生物学的な浄化があります。

支川(しせん) 本川*に合流する河川を言います。本川の右岸側に合流する支川を「右支川」、左岸側に合流する支川を「左支川」と言います。さらに、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」と、次数を増やして区別する場合もあります。

持続可能な開発目標/SDGs(じぞくかのうなかい はつもくひょう/Sustainable Development Goals) 持続可能な世界を実現するため、2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標です。17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットから構成されています。

湿原(しつげん) 多湿・低温の土壤に発達した草原を言います。北海道では主に泥炭が堆積した上に発達します。

指定区間(していくかん) 一級河川のうち、管理の一部を都道府県又は指定都市が行うよう国土交通大臣が指定した区間を言います。

出水(しゅっすい) 大雨や融雪などにより川の水量が増大することを言います。その結果、河川敷地の外側に水があふれると、洪水になります。

浚渫(しゅんせつ) 水底の土砂をさらうことを言います。

準用河川(じゅんようかせん) 一級・二級河川に指定されていない河川で、市町村長が公共性の見地から重要と考え指定及び管理を行う河川を言います。

浄化(じょうか) 水中の汚濁物質を、物理的、化学的、生物的手法を用いて除去し、良好な水質に戻すことを浄化と言います。

浄化機能(じょうかきのう) 水中の有機、無機の汚濁物質は、生物の栄養源であり、水中の小動物、微生物、植物によって摂取、分解され浄化されます。この作用を浄化機能と言います。

浄化用水(じょうかようすい) 汚濁した河川の水質改善を図るために導入する清浄な河川水や下水の高度処理水等の希釈水を言います。

捷水路(しょうすいろ) 河川の湾曲部を矯正して、洪水を安全に流下させるために開削した水路を言います。

植生(しょくせい) 植物が面的に集合して生育しているとき、その集団を植生と言います。

処理水(しゅりすい) 水処理施設で浄化処理された水を言います。

浸透施設(しんとうしせつ) 雨水や融雪水の河川への流出を抑制するため、地下に浸透させるための施設を言います。浸透池、浸透トレンチ、浸透柵、浸透性舗装、浸透井戸などがあります。

水位(すいい) 河川などの水面の位置を観測所ごとに設定した基準面からの高さで表した値を言います。

水害リスク(すいがいリスク) 水害により危険・被害に遭う可能性を意味する概念を言います。河川からの外水氾濫や内水氾濫等による水害の発生確率とその被害規模の組み合わせによって表現されます。

水系(すいけい) 河川の本川と支川*の全てを含めたものを言います。

水質汚濁防止法(すいしつおだくぼうしほう) 公用水域(海、川や湖沼等)及び地下水の水質汚濁を防止するための法律で、工場及び事業場の排水等に一定の基準を設け、事業者の水質汚濁防止の責任を定めています。

水衝部(すいしょうぶ) 洪水時において、上下流に比較して流れが堤防または河岸に強く当たる箇所を言います。河道の湾曲部などに多く見られます。

水制工(すいせいこう) 低水路を安定させることや、洪水時に流水を河岸や堤防に衝突しないよう、川の流れる方向を制御あるいは水の勢いを弱くすることを目的に、河岸・堤防から川の中心部に向けて突出させて設けられる構造物を言います。

水生生物(すいせいせいぶつ) 水辺や水中に生息・生育する動植物を言います。

水防活動(すいぼうかつどう) 川が大雨により増水した場合、堤防の状態を見回り、堤防などに危険なところが見つければ、壊れないうちに杭を打ったり土のうを積んだりして堤防を守り、被害を未然に防止・軽減する必要があります。このような、河川などの巡視、土のう積みなどの活動を言います。水防に関しては、水防法で国、都道府県、市町村、住民の役割が決められており、その中で、市町村はその区域における水防を十分に果たす責任があるとされています。

水防警報(すいぼうけいほう) 国土交通省または都道府県から水防管理団体の水防活動に対して、待機・準備・出動などの指針を与えることを目的として発表されるものを言います。水防警報は、河川ごとにあらかじめ決めておいた水位観測所(水防警報対象水位観測所)の水位に対して、はん濫危険水位、避難判断水位、はん濫注意水位、水防団待機水位など水防活動*の目安となる水位を決めておき、川の水かさ、その水位あるいは水位近くまで上昇すると発表されます。

水防工法(すいぼうこうほう) 洪水時に亀裂*、漏水、越水など堤防の被害が発生した時に、被害の拡大を防ぐ目的で行われる応急処置作業を言います。

生産空間(せいさんくうかん) 北海道において、農業・漁業の生産は主に地方部で行われ、また、観光資源・地域資源も地方部に広く分布しており、道内のみならず、国内の食料供給や観光等に貢献しています。このように、北海道の強みである「食」と「観光」を担い、多面的・公益的機能を果たす地域のことを生産空間と言います。

生態系(せいたいけい) 自然界のある地域に住むすべての生物群集とそれらの生活に関与する環境要因とを一体として見たものを言います。

生物多様性(せいぶつたようせい) すべての生物の間に違いがあることを言い、生態系の多様性、種間(種)の多様性、種内(遺伝子)の多様性という3つのレベルでの多様性があるとされています。

線状降水帯(せんじょうこうすいたい) 次々と発生する発達した雨雲(積乱雲)が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ 50~300km 程度、幅 20~50km

程度の強い降水をとまなう雨域を言います。

堰(せき) 河川の水量や水位を調節、制御するため河川を横断して設けられる高さ 15m 未満の施設であって、堤防の機能をもたないものを言います。

瀬と淵(せとふち) 川の流れの中で水深が大きく淀んでいるところを淵、水深が小さく水面が波立って流れるところを瀬と言います。瀬には流れの緩い平瀬と、流れの早い早瀬があります。

洗掘(せんくつ) 流水の作用によって、河床あるいは河岸の土砂が掘り取られ流送されることを言います。

占用(せんよう) 特定の者が一定の期間にわたり、河川敷地を使用することを言います。河川法では、社会、経済上やむを得ないものや、公共性の高いものについては、一定の条件の下に河川敷地を排他独占的に使用することを許可しています。

ソフト対策 ハザードマップの作成や避難体制の整備等により、洪水や高潮等による外力が発生しても人的な被害の発生を防止したり、物理的な被害を軽減するものを言います。

【た行】

堆積(たいせき) 流水の作用によって運搬されていた土砂が、河床勾配・水量・水深の減少等により運搬力が弱まり、溜まることを言います。

多自然型川づくり・多自然川づくり(たしぜん(が)たかわづくり) 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する川づくりを言います。平成2年(1990年)に、「多自然型川づくり」が、河川が本来有して

いる生物の良好な生育等環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出するため、試験的に開始されました。多自然型川づくりが定着しつつある一方で、依然として、画一的な標準横断形での河道計画や、河床や水際の単調化など、課題の残る川づくりも見られました。そこで、特別なモデル事業であるかのような誤解を与える多自然「型」から脱却し、普遍的な川づくりの姿としての「多自然川づくり」へ展開することとしました。

多目的ダム(たもくてきダム) ダムの用途には、洪水調節、上水道、工業用水、農業用水、発電、流水の正常な機能の維持などがあり、これらのうち複数の目的用途を兼ね備えたダムを言います。

地方創生(ちほうそうせい) 人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的とした一連の施策を言います。

中小河川(ちゅうしょうかせん) 流域面積が概ね200km²未満の規模を有する河川で、都道府県あるいは市町村の管理する河川を言います。

調節池(ちょうせつち) 宅地、工業団地、ゴルフ場などの開発によって流出機構が変化し、河川の洪水量が増えます。そのため、開発区域の中に雨水を一時的に溜め、流入量、流出時間を調整して川に出ていく流量を減らし、川の流下能力の負担を軽減するため池を調節池と言います。

月の輪工(つきのわこう) 河川の増水中に、堤防に水が浸み込み、居住地側に漏水により水が吹き出すことがあります。その漏水口が拡大されるのを防ぐため、周囲に土のうを積んで水を溜め、河川の水位と漏水口との水位差を小さくして水の圧力を弱

めることその水圧で堤体土砂の流出を抑える水防工法^{*}を月の輪工と言います。

低水路(ていすいろ) 河川敷地のうち普段流水のある区域を言います。

堤内地(ていないち)・堤外地(ていがいち) 堤防によって洪水氾濫から守られている住居や農地のある側を堤内地、堤防に挟まれて水が流れている側を堤外地と言います。昔、日本の低平地では、輪中堤によって洪水という外敵から守られているという感覚があり、自分の住んでいるところを堤防の内側と考えていたと言われていました。

堤防(ていぼう) 河川や海の水が、人家があったり土地利用がされている区域に流出するのを防ぐために、河岸や海岸などに沿って設けられる土砂等で築造される構造物を言います。

導水施設(どうすいしせつ) 取水地点から目的の場所まで、水を輸送する施設を言います。

特定分野別計画(とくていぶんやべつけいかく) 北海道総合計画が示す政策の具体的な方向に沿って策定、推進する特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画を言います。

床止め工(とこどめこう)・床固め工(とこがためこう) 河床の洗掘を防いで河川の勾配(上流から下流に向かっての川底の勾配)を安定させるために、河川を横断して設けられる施設を言います。床固め工ということもありますが、機能は同じです。床止め工に落差がある場合、「落差工(らくさこう)」と言い、落差がないかあるいは極めて小さい場合、「帯工(おびこう)」と言います。

【な行】

二級河川(にきゅうかせん) 一級水系以外の水系のうち、公共の利害に重要な関係がある

河川で、都道府県知事が指定及び管理を行う河川を言います。

根固め工(ねがためこう) 護岸の河床に近い部分は流水による洗掘作用が大きく、深掘れで護岸が破壊される危険があります。それを防ぐために、護岸前面の河床にコンクリートブロックや大きな石を使う工法を根固め工と言います。

【は行】

排水機場(はいすいきじょう) 洪水時に樋門*などを閉じてしまうと堤内地*側に降った雨水が川へ出ていかないので、この水を川へくみ出す施設を言います。施設の中ではポンプが稼働して、堤内地側の水を川へ排出しています。

派川(はせん) 本川から分かれて流れる河川を言います。

破堤(はてい) 堤防が壊れ、増水した川の水が堤内地に流れ出すことを言います。洗掘、亀裂、漏水、越水などが、増水した河川の堤防において生じると、破堤を引き起こす原因となります。

ハード対策 構造物により洪水、高潮、津波等による外力を制御し、災害を防止・軽減するものを言います。

氾濫原(はんらんげん) 洪水時に流水が河道などから溢れて氾濫する範囲の低地部分を言います。

樋門(ひもん)・樋管(ひかん)・水門(すいもん) 堤内地の雨水や水田の水などが川や水路を流れ、より大きな川に合流する場合、合流する川の水位が洪水などで高くなった時に、その水が堤内地側に逆流しないように設ける施設を言います。このような施設のなかで、堤防の中にコンクリートの水路を通し、そこにゲートを設置する場合、樋門または樋管と言います。樋門と樋管の明確な区別はなく、機能は同じ

です。また、堤防を分断してゲートを設置する場合、その施設を水門と言います。水門を堰と混同される場合がありますが、水門はゲートを閉めた時に堤防の役割を果たします。

腐植土(ふしょくど) 土中の有機物が腐ってできた黒褐色の物質(腐食)を多く含む土壌を言います。このうち、湿原植物が枯死・堆積したものを泥炭と言います。

普通河川(ふつうかせん) 一級河川・二級河川・準用河川に指定されていない河川で、河川法が適用されず、市町村が条例を制定して管理を行う河川を言います。

法河川(ほうかせん) 河川法を適用する河川を指し、一級河川、二級河川があります。法河川には、湖沼も含まれます。

放水路(ほうすいろ) 河川の途中から新しく人工的に開削し、直接海または他の河川に放流する水路を言います。「分水路」と言うこともあります。河川の流路延長を短くして、洪水をできるだけ早く放流する場合、または洪水量が増大して河道の拡張だけでその洪水を負担することが困難な場合、あるいは河口が土砂の堆積などによって閉塞されているような場合に設けられます。

防風防砂林(ぼうふうぼうさりん) 風害あるいは風による砂・雪の移動を防ぐために設ける帯状の樹林を言います。

保水機能(ほすいきのう) 流域に降った雨雪がすぐに川に流入せず、一時的に地表面や地中に滞留する機能を言います。森林の土壌、水田などは、保水機能が大きいと言えます。

北海道強靱化計画(ほっかいどうきょうじんかけいかく) 国の国土強靱化の動きを踏まえ、北海道における国土強靱化地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年(2015年)に策定し、強靱な地域づくりを推進しています。

**北海道湖沼環境保全基本指針(ほっかいどうこしょ
うかんぎょうほぜんきほんししん)** 北海道の貴重な環境資源としての湖沼を、将来にわたって保全し、持続的に活用していくために、その保全に係る基本的な考え方や、北海道が推進していく施策のメニュー及びその進め方について、長期的な視点にたって取りまとめ、平成元年(1989年)に策定されたものです。

北海道湿原保全マスタープラン(ほっかいどうしつげんほぜんマスタープラン) 人間生活や産業活動との調整を図りつつ湿原を適切に保全するため、広く道民の理解と協力を得ながら、湿原の保護と利用に関する施策が総合的、計画的に推進されるよう、湿原の保全について道の基本的な考え方を示し、平成6年(1993年)に策定されたものです。

ホットライン 市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みを言います。

本川(ほんせん) 流量、長さ、流域の大きさなどが、もっとも重要と考えられる、あるいは最長の河川を言います。

【ま行】

みお筋(みおすじ) 流路の中で水深の最も深い点を結んだ線を言います。

水裏部(みずうらぶ) 水衝部の対岸を言います。

水資源(みずしげん) 上水道などの生活用水、工業用水、農業用水、発電用水など、資源として活用される水を言います。降雨や河川の流量に変化があっても、安定的に利用できることが求められます。

水辺緩衝林(みずべかんしょうりん) 河岸や水路の陸側に適当な幅の樹林を設け、隣接地な

どから直接、河川や水路に流れ込む雨水を滞留、浄化し、水質汚濁を軽減するための樹林を指しています。

水防災意識社会(みずぼうさいいしきしゃかい)

行政・住民・企業等の各主体が「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」との意識を持ち、ハード対策・ソフト対策一体となった防災・減災の取り組みを進め、「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現する社会のことを言います。

緑の回廊(みどりのかいろう) 野生生物の移動経路となる森林や緑地などの空間を言います。

【や行】

遊水機能(ゆうすいきのう) 洪水の一部を溢れさせ、下流に流れていく洪水時の流量を軽減させる機能を言います。洪水の一部を溢れさせ、一時貯留する場所を設ける場合に、この区域を遊水地*と言います。

遊水地(ゆうすいち) 洪水の最大流量を減少させるため、川に隣接した低地で、洪水を一時的に貯めて調節し、洪水が終わった後にゆっくり流す施設を言います。

淀み(よどみ) 流心部と比較して、流れが滞って緩やかなところを言います。川岸が弓形に陸地に入り込んだところや植生の多いところに見受けられます。

【ら行】

落差工(らくさこう) 落差のある床止め工を言います。また、落差がないものを帯工と言います。また、落差がないものを帯工と言います。

ラムサール条約(ラムサールじょうやく) 昭和46年(1971年)2月2日、イランのラムサールでの国際会議で成立した「特に水鳥の

生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」です。日本は1980年に加入しました。

流域(りゅういき) 一つの水系、一つの川、または川のある地点について、流水のもととなる雨や雪の流れ込む全区域を言います。集水区域とも言います。流域の境目のことを分水界(ぶんすいかい)と言います。

流出の平準化(りゅうしゅつのへいじゅんか) 雨水の河川への流出量の変動を少なくすることを言います。

流木(りゅうぼく) 斜面崩壊や土石流、洪水によって河岸や中州から流れ出た樹木を言います。洪水時にはこの流木が河岸や橋脚などに激突し、あるいは、河道を閉塞するなど災害の原因となることもあります。

流量(りゅうりょう) 単位時間内に流れに直角方向の断面を通過する流体の体積を表す値を言います。単位は〔m³/s〕です。

漏水(ろうすい) 河川の水位が上がることにより、その水圧で河川の水が堤防を浸透し、堤防の裏法面などに吹き出すことを言います。水が浸透することで堤防が弱くなり、破堤を引き起こすことがあります。

【わ行】

ワンド 本川の横にある池状の水域であり、川岸に石や土で、川の流れから区切られた入江のような淀みを言います。

用語解説は下記の資料等を参考に作成しています。

- ・河川法研究会編(2006年)「逐条解説 河川法解説第2版」大成出版社
- ・水防法研究会編(2016年)「逐条解説 水防法第2版」ぎょうせい
- ・特定多目的ダム法(昭和32年(1957年)法律第35号)
- ・水質汚濁防止法(昭和45年(1970年)法律第138号)
- ・国土交通省 河川局(2010年)「中小河川に関する河道計画の技術基準について」
- ・国土交通省 水管理・国土保全局(2014年)「河川砂防技術基準調査編」
- ・国土交通省 水管理・国土保全局(2017年)「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」
- ・土木学会(1999年)「土木用語大辞典」技報堂出版
- ・高橋裕ら編(2009年)「川の百科事典」丸善出版
- ・新村出編(2008年)「広辞苑第6版」岩波書店
- ・松村明編(2006年)「大辞林第3版」三省堂
- ・水防法等の一部を改正する法律(平成29年(2017年)法律第31号)
<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo02_tk_000001.html>
- ・国土交通省 水管理・国土保全局 河川に関する用語
<http://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/jiten/yougo/>
- ・気象庁 気象庁が天気予報等で用いる予報用語(2018年8月現在)
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/mokuji.html>
- ・北海道開発局 建設部 河川計画課 用語集
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kei/ud49g7000000umoh.html>
- ・北海道 土木部(1994年)「北海道の川づくり基本計画」

参考文献等

- 1) 平成 28 年 8 月北海道大雨激甚災害を踏まえた水防災対策検討委員会(2017 年)「平成 28 年 8 月北海道大雨激甚災害を踏まえた今後の水防災対策のあり方」
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kei/ud49g7000000f0l0.html>
- 2) 北海道 総合政策部 政策局(2018 年)「北海道強靱化計画(平成 30 年 3 月修正版)」
<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sks/sss/kyoujinkakeikaku.htm>>
- 3) 国土交通省 水管理・国土保全局(2018 年)「平成 30 年版 日本の水資源の現況」
<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_fr2_000020.html>
- 4) 北海道 総合政策部 政策局(2016 年)「北海道総合計画(2016 年度～2025 年度)」
<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sks/keikaku/honpen/index.htm>>
- 5) 国土地理院 基盤地図情報 <<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>>
- 6) 国土交通省 水管理・国土保全局(2017 年)河川関係統計データ
<http://www.mlit.go.jp/statistics/details/river_list.html>
- 7) 社団法人 北海道土木協会(1989 年)「北海道の大雨資料 第 8 編」
- 8) 北海道 建設部 土木局 河川課(2011 年)「北海道の大雨資料第 12 編」
<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/ksn/ooameshiryou12.htm>>
- 9) 国土交通省 水文水質データベース <<http://www1.river.go.jp/>>
- 10) 環境省 自然環境保全基礎調査 湿地調査
<http://www.biodic.go.jp/kiso/24/24_wet.html>
- 11) 国土交通省 水管理・国土保全局(2018 年)「美しい山河を守る災害復旧基本方針」
<http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/bousai/saigai/measures-saigai/index.html>
- 12) 公益社団法人 全国防災協会(2016 年)「改良復旧事業の手引き(案)」
- 13) 公益社団法人 全国防災協会(2018 年)「災害査定の手引き」
- 14) 北海道河川環境研究会(2007 年)「川づくりのための河畔林ガイド」
- 15) 北海道河川環境研究会(2001 年)「川づくりのための魚類ガイド」
- 16) 北海道河川環境研究会(2010 年)「魚のすみやすい川づくりガイド」
- 17) 北海道 環境生活部 環境局(1989 年)「北海道湖沼環境保全基本指針」
<http://www.hokkaido-ies.go.jp/seisakuka/gyosei_shiryu/html/03kosyo.html>
- 18) 北海道 環境生活部 環境局(1994 年)「北海道湿原保全マスタープラン」
<http://www.hokkaido-ies.go.jp/seisakuka/gyosei_shiryu/html/08master.html>
- 19) 北海道 建設部 土木局、一般財団法人 北海道建設技術センター(2018 年)
「平成 28 年洪水～北海道河川大雨激甚災害の記録～」
- 20) 北海道 建設部 建設政策局(2017 年)「公共土木施設の維持管理基本方針(一部改訂)」
<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ijikanrikihonhoshin.htm>>
- 21) 北海道 各総合振興局及び留萌振興局 建設管理部(2018 年)「公共土木施設の維持管理基本方針に基づく実施計画」
<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ijikanrikihonhoshin.htm>>